連結会計財務書類における注記

# 重要な会計方針

## 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

### 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

#### 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

#### 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

### 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

## 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

### 満期保有目的有価証券･･････････････････････該当なし

### 満期保有目的以外の有価証券････････････････該当なし

#### 市場価格のあるもの･･･････････････････････該当なし

#### 市場価格のないもの･･･････････････････････出資金額

### 出資金

#### 市場価格のあるもの･･･････････････････････該当なし

#### 市場価格のないもの･･･････････････････････出資金額

ただし、連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

## 棚卸資産の評価基準及び評価方法

### 原材料、商品等･････････最終仕入原価法に基づく原価法

### 販売用土地･････････地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2 項各号に掲げる方法

ただし、一部の連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

## 有形固定資産等の減価償却の方法

### 有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

### 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

### 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）

### ･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

## 引当金の計上基準及び算定方法

### 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

### 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、上記の限りではありません。

### 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、連結対象団体(会計)については上記の限りではありません。

### 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

### 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

## リース取引の処理方法

### ファイナンス・リース取引

#### 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

## 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

## 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

# 重要な会計方針の変更等

## 会計方針の変更

変更なし

## 表示方法の変更

変更なし

## 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

# 重要な後発事象

## 主要な業務の改廃

なし

## 組織・機構の大幅な変更

なし

## 地方財政制度の大幅な改正

なし

## 重大な災害等の発生

なし

# 偶発債務

## 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体(会計)名 | 確定債務額 | | 履行すべき額が確定していない  損失保証債務等 | | | | 総額 | |
| 損失補償等引当金  計上額 | | 貸借対照表  未計上額 | |
| 大阪府三島救急医療センター | - | 千円 | 14,283 | 千円 | - | 千円 | 14,283 | 千円 |
| 計 | 0 | 千円 | 14,283 | 千円 | 0 | 千円 | 14,283 | 千円 |

## 係争中の訴訟等

なし

# 追加情報

## 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 範囲 | 団体(会計)名 | | 区分 | 連結方法 | 連結割合 | |
| 一般会計等 | 一般会計 | | ― | ― | ― | % |
| 一般会計等 | 土地取得事業特別会計 | | 特別会計 | 全部 | 100 | % |
| 一般会計等 | 大沢地区特設水道施設事業特別会計 | | 特別会計 | 全部 | 100 | % |
| 全体会計 | 国民健康保険事業特別会計 | | 特別会計 | 全部 | 100 | % |
| 全体会計 | 後期高齢者医療特別会計 | | 特別会計 | 全部 | 100 | % |
| 全体会計 | 介護保険特別会計 | | 特別会計 | 全部 | 100 | % |
| 全体会計 | 水道事業会計 | | 公営企業会計 | 全部 | 100 | % |
| 全体会計 | 下水道事業会計 | | 公営企業会計 | 全部 | 100 | % |
| 連結会計 | 大阪府後期高齢者医療広域連合 | 一般会計 | 一部事務組合・広域連合 | 比例 | 0.45 | % |
| 特別会計 | 0.37 | % |
| 連結会計 | 大阪広域水道企業団 | | 一部事務組合・広域連合 | 比例 | 0.06 | % |
| 連結会計 | 淀川右岸水防事務組合 | | 一部事務組合・広域連合 | 比例 | 0.86 | % |
| 連結会計 | 社会福祉法人島本町社会福祉協議会 | | 第三セクター等 | 全部 | 100 | % |

連結の方法は次のとおりです。

### 地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

### 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

### 地方三公社は、全て全部連結の対象としています。

### 第三セクター等は、出資割合等が50％を超える団体（出資割合等が50％以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25％未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

社会福祉法人　島本町社会福祉協議会を令和元年度から連結対象団体としています。

## 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

## 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

1. 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

1. 内訳

なし